

(平成22年2月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和27年4月6日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出及び28年2月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月ごろから28年1月ごろまで

近所の人から炭鉱の仕事を紹介され、A職をしていた。厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の、前職である運送会社を退職してからB社に勤務するまでの期間や入社の際について的主張及び職務内容についての説明は、具体的かつ詳細であり、同僚の「申立人はA職で、主にCの操作をしていた。自分がB社に異動してきた昭和27年11月の時点にはすでに在籍しており、その後3か月程度は一緒に勤務した。」との証言内容とも一致していることから判断して、申立人は27年2月ごろから28年1月末ごろまでの期間について同事業所に勤務していたことが認められる。

一方、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は確認できないものの、同被保険者名簿は、昭和28年2月に当該事業所を管轄していたD社会保険事務所（当時）の火災により焼失しており、E社会保険事務局（当時）によると、現存する被保険者名簿は、焼失時に現存被保険者であった者については被保険者記録の照合により復元し、資格喪失者分については適用事業所の協力により、可能な限りの復元を行ったとしているが、この復元された被保険者名簿（以下、「復元名簿」という。）は、*番から*番まで付番されているものの、氏名等が記録されているのは146人であり、

当該事業所の被保険者の加入記録が完全に復元されているとは言い難いものとなっている。

さらに、復元名簿において、申立期間が当てはまる欄に7か所の欠番が生じているが、そのうち2か所については、焼失を免れたとされる厚生年金保険手帳記号番号払出簿からB社の被保険者に払い出されていることが確認でき、そのうちの1か所は、昭和27年4月6日に当該事業所において被保険者資格を取得した同僚のものと認められる。

加えて、同僚は「B社では、2、3か月で辞める者もいたので、3か月程度の試用期間があった。」としており、また、復元名簿では、当該事業所の被保険者の資格取得日については複数の被保険者が同日となっていること、及び昭和27年4月6日に被保険者資格を取得した同僚のものと思われる欄の前に記録のない空白が複数あることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、記録のない複数の空白のうちの1か所が申立人のものであると判断され、事業主は、申立人が前記同僚の資格取得日と同日の昭和27年4月6日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出及び28年2月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規程に準じ、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和27年2月ごろから同年4月6日までの期間については、申立人の勤務は推認できるものの、前記のとおり、当該事業所においては3か月程度の試用期間があったと認められ、ほかに申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和45年5月18日に、資格喪失日に係る記録を51年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、45年5月から同年7月までは8万円、51年8月は30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、昭和45年5月から同年7月までの期間については明らかでないと認められ、51年8月については、納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年5月18日から同年8月1日まで
② 昭和51年8月31日から同年9月1日まで

A社に入社し、本社と工場との間の転勤や出向はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の加入記録が途中で途切れているのはおかしい。調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言から判断して、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主は、人事記録等は保管していないとしているが、申立人が同社に在籍していたことは間違いなく、申立期間における在籍が認められるならば、厚生年金保険にも継続して加入していたと考えられるとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人のA社における資格取得日については、「5月に異動した。」とする申立人の記憶と申立人が同時期に同社C工場から同社本社に異動したと記憶している同僚の供述がほぼ一致することから、同社C工場にお

ける資格喪失日と同日の昭和 45 年 5 月 18 日と認めることができ、同社における資格喪失日については、D社の資格取得日と同日の 51 年 9 月 1 日と認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 45 年 8 月及び 51 年 8 月の社会保険事務所（当時）の記録から、45 年 5 月から同年 7 月までは 8 万円、51 年 8 月は 30 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、申立期間①について、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②については、事業主は不明としているが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和 51 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る同年 8 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 7 月 31 日から 63 年 7 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を 63 年 7 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日まで
② 昭和 62 年 7 月 31 日から 63 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 63 年 7 月 1 日から平成元年 4 月 1 日まで
④ 平成 9 年 9 月 1 日から 11 年 10 月 1 日まで

A 社に勤務していた申立期間①について、社会保険庁（当時）の標準報酬月額の記録は、当時の給与のうち通勤費が含まれていないものとなっているので、標準報酬月額の記録を給与の総支給額に見合ったものに訂正してほしい。また、同社には昭和 63 年 6 月 30 日まで勤務し、勤務期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁の記録によると、62 年 7 月 31 日に厚生年金保険の資格を喪失しているため、申立期間②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

B 社に勤務していた申立期間③について、社会保険庁の標準報酬月額の記録は、当時の給与のうち本給のみの額となっているので、標準報酬月額の記録を給与の総支給額に見合ったものに訂正してほしい。

C 社に勤務していた申立期間④について、社会保険庁の標準報酬月額の記録は、当時の給与のうち基本給と職務給のみの額となっており諸手当が含まれていないものとなっているので、標準報酬月額の記録を給与の総支給額に見合ったものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人が所持している給与明細書、雇用保険の記録等により、申立人は当該期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、A社は昭和62年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、商業登記簿謄本及び同僚の証言から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される上、申立人が所持していた給与明細書、同社の給与担当者及び複数の同僚の証言から、適用事業所でなくなった日以降も給与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち昭和62年7月から63年6月までの標準報酬月額については、申立人が所持していた当該期間における給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額により、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①、③及び④については、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人が所持する給与明細書により、申立人は申立期間①、③及び④において、オンライン記録の標準報酬月額を超える月収入（総支給額）を得ていたことは確認できるものの、控除されている厚生年金保険料はオンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料と一致していることから、特例法に基づく記録訂正は認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 21 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、600 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 10 月 1 日から 22 年 6 月 1 日まで

申立期間の前後の記録は同じ A 社であり、申立期間においても同社に継続して勤務していたのは間違いないので、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A 社の人事台帳から、申立人が、申立期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、社史により同社は、昭和 20 年 11 月に本店を B 市 C 区から同市 D 区に移転していることが確認できるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社は、21 年 10 月 1 日に同市 C 区において厚生年金保険の適用事業所でなくなり、同日に同市 D 区において適用事業所となっていることが確認できる。

さらに、当該被保険者名簿における申立人に係る資格取得年月日欄には「22. 6. 1」及び「21. 10. 1」と二段書きされており、昭和 22 年 6 月 1 日は健康保険の適用において、報酬制限の規定が撤廃された施行日であることから、申立期間前の厚生年金保険における標準報酬月額が当時の最高等級であった申立人は、同日に健康保険の被保険者資格を取得し、厚生年金保険については、21 年 10 月 1 日に資格を取得したものと認められる。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立人と同様に資格取得の日付が二段書きされている同僚について、オンライン記録を確認した結果、それら同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和 21 年 10 月 1 日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 21 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 22 年 6 月の社会保険事務所の記録から、600 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 21 日から同年 10 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間のA社における厚生年金保険の加入記録は無いとの回答を得た。
昭和 38 年 3 月にA社に臨時雇用員として入社し、継続して勤務していた。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の証言により、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

一方、B組合の説明によると、当時の代表者名で、昭和 38 年 10 月から臨時雇用員を社会保険に加入させるようにとの通達があり、厚生年金保険の適用事業所に該当する各社は、厚生年金保険の新規適用届を提出し、各社の判断に基づき、厚生年金保険の加入要件を満たした臨時雇用員について厚生年金保険の加入手続を行ったとしている。

また、社会保険庁（当時）の記録によると、A社は、昭和 38 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかった。

さらに、申立人から名前の挙がったA社に臨時雇用員として同時期に入社した複数の同僚についても、申立人と同様に昭和 38 年 10 月 1 日より前の期間に係るA社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

加えて、上記同僚の中に、入社時における健康保険について、手帳に印紙を貼付していたと記憶する者がいることから、申立人も申立期間においては、日雇労働者健康保険の被保険者であったと推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月ごろから25年10月ごろまで
昭和20年8月に復員し、同年12月ごろにA社B事業所に正規職員として就職した。
その後、A社内総務課及び厚生課に勤務し、昭和25年10月に退職するまで継続して勤務していた。
それらの期間を、厚生年金保険の加入期間に通算されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶及び同僚の証言から、申立人がA社B事業所に正規職員として勤務していたことが推認できる。

しかし、昭和31年6月30日までの期間にA社に勤務した正規職員は、C法に基づくD共済組合の組合員であった。また、申立期間について、申立人が臨時雇用員や試用員であった場合には、厚生年金保険被保険者であった可能性を考慮する必要があるが、A社の清算事務を行っているEによると、臨時雇用員等については、38年10月1日施行の「事務処理規定」に記載された被保険者の範囲に該当した場合、厚生年金保険に加入したとしている上、事業所記号索引簿の記録により、当該事業所が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年10月1日であることが確認できることから、当該事業所は申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかった。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、昭和31年7月1日より前にA社を退職した者のD共済組合加入期間については、その後のF共済組合法に基づく共済組合期間には引き継がれないこととされていた。さらに、当時の制度では、共済組合加入期間が20年未満の者が36年3月以前に退職した場合、退職一時金として清算されることとなっていたため、他の年金制度の通算対象期間とならない。こうした制度上の経緯から、申立期間に係る共済組合の記録は、D共済組合の長期給付が厚生年金保険に統合された平成9年4月の時点で社会保険庁（当時）に引き継がれておらず、社会保険庁が管理する年金記録には該当しない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月から 39 年 3 月 31 日まで
私は昭和 30 年 3 月に高校を卒業してA社B事業所に就職し、39 年 3 月 31 日まで勤めたと思う。しかし、この期間の厚生年金保険の記録がないので調査して記録を認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA社B事業所職員養成所の修了証書により申立人が同養成所を昭和 30 年 3 月に修了したこと、及びA社の清算事業事務を行っているCから提出された申立人に係る履歴書（申立人の人事記録）の写しにより、31 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日までは試用員として、同年 6 月 1 日から 39 年 3 月 31 日までは職員としてA社B事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、Cの記録により、申立期間のうち昭和 31 年 6 月 1 日から 39 年 3 月 31 日までの期間は、D 共済組合の組合員であったことが確認できる。

また、昭和 31 年 6 月 1 日より前の期間について、Cは、38 年 10 月 1 日施行の「事務処理規定」（同年 9 月 7 日通達）に基づき、臨時雇用員及び試用員を厚生年金保険に加入させたのは同年 10 月 1 日以降であったとしている上、A社B事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年 10 月 1 日であり、同事業所は当該期間において厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、給与から共済組合の保険料は控除されていたが厚生年金保険料の控除はなかったと述べており、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年12月1日から31年7月1日まで

私は、昭和29年12月に親の知人の紹介でA社に入社した。業務内容は社長の特命事項で、子会社の現場把握や事務作業などを行っていた。給与から控除額があったのを覚えており、厚生年金保険料も控除されていたはずであるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時のA社の所在地及びその周辺状況について、具体的に記憶している上、申立人が記憶している同僚の氏名が同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、すでに解散しており、申立期間当時の事業主も死亡しているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料控除について、確認することができない。

また、申立期間に係る申立人の勤務状況や厚生年金保険料控除について、申立期間に在籍していた複数の同僚に照会したが、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間前後に申立人の氏名の記載は無く、健康保険整理番号の欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。